

琉球大学生向け 日本学生支援機構「家計急変」「緊急」「応急」採用について

家計急変の事由が発生した場合、日本学生支援機構（以下「機構」といいます。）の奨学金は年間を通じて随時申請（年末及び年度末を除く）することができます。

本学における申請方法（給付又は貸与までの流れ）をお示ししますので、参考にしてください。

なお、申請・相談に当たっては事前に確認する内容（申請要件、提出書類等）がありますので、下記を確認したうえで奨学金窓口にお越しください。

1. 奨学金の種類

奨学金の種類		募集時期	選考基準	月額
家計急変採用	給付	随時 (事由発生後、3ヶ月以内)	学力基準は給付奨学金と同基準	給付奨学金と同額
	授業料免除			
緊急採用	貸与	随時 (事由発生後、1年以内)	学力・家計とも第一種奨学金と同基準	第一種奨学金と同額
	(無利子)			
応急採用	貸与	随時 (事由発生後、1年以内)	学力・家計とも第一種奨学金と同基準	第二種奨学金と同額
	(有利子)			

2. 申請条件

※ 下記要件の他、人物、学力及び家計の各基準を満たす必要があります。

奨学金の種類	申請条件
家計急変採用	A. 生計維持者（一方又は両方）の死亡
	B. 生計維持者（一方又は両方）が事故・病気により半年以上就労困難
	C. 生計維持者（一方又は両方）が失職 ※ 雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）における次の 離職理由コード（非自発的失業）に該当する場合に限る 1A(11), 1B(12), 2A(21), 2B(22), 2C(23), 3A(31), 3B(32), 3C(33), 3D(34)
	D. 生計維持者が被災（震災、火災、風水害、犯罪被害等）した場合で下記に該当 ① 上記A～Cに該当 ② 生死不明、行方不明、就労困難等により世帯収入が減少
	E. 父母からの暴力を理由とした避難
緊急採用	生計維持者の失業、破産、事故、病気、死亡、被災（震災、火災、風水害等）、又は父母からの暴力により家計が急変
応急採用	生計維持者の失業、破産、事故、病気、死亡、被災（震災、火災、風水害等）、又は父母からの暴力により家計が急変

3. 申請書類

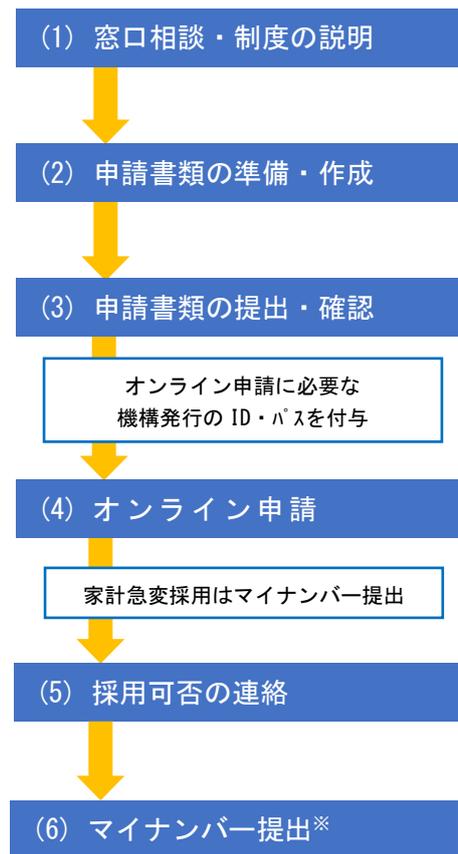
主な申請書類は下記のとおりで、書式のある書類は奨学金窓口でお渡しします。

※ **家計が急変した事由を確認できる書類（記載内容）の提出が必要**です。

※ **マイナンバー情報（本人及び生計維持者）は機構へ直接提出**しなければなりません。

	申請書類	説明
家計急変採用	給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）	機構への申請書。申請者情報を記入
	給付奨学金確認書	機構への承諾書。申請者と生計維持者の情報を記入
	スカラネット入力下書き用紙（写）	本人によるオンライン申請のための入力準備書類 ※ 入力項目に「生計維持者の所得情報」等の確認あり
	本人名義の通帳（写）	奨学金振込口座を確認
	修学支援措置に係る学修計画書	申請者の学修意欲を確認する書類で、学修目的や計画を400字程度×3項目記入
	授業料免除申請書	本学の授業料減免申請のための書類
	<p>家計急変事由に関する証明書類</p> <p>※ 右記の他、窓口相談時に給付奨学金の家計基準を確認する書類として「生計維持者全員の所得課税証明書（直近）」を提出いただきます。</p> <p>※ 申請条件の状況及び実情によって追加書類の提出を求められる場合があります。</p>	<p>A. 生計維持者の死亡 戸籍謄本（抄本）又は住民票の除票（死亡日の記載があるもの）</p> <p>B. 生計維持者の事故・病気による就労困難 ・ 医師の診断書（6ヶ月以上就労困難なことが記載されている） ・ 病気休職中であることの証明書 ・ 休業中の給与支払い状況を証明する書類</p> <p>C. 生計維持者の失職（非自発的失業に限る） ・ 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証 ・ 減収後の給与明細書等（事由発生月の翌月～申請月の前月分）</p> <p>D. 生計維持者の被災（上記①～③に該当）、生死・行方不明、就労困難等で世帯収入が減少 ・ 罹災証明書 ・ 減収後の給与明細書等（事由発生月の翌月～申請月の前月分）</p> <p>E. 父母からの暴力を理由とした避難 ・ 公的機関発行の暴力を理由に保護したことを証明する書類</p>
申請用チェックシート	提出書類の不備等を確認	
緊急採用・応急採用	確認書兼個人信用情報同意書	機構への返還同意及び返還延滞した場合の関係機関への情報提供の同意を確認
	収入状況の確認書（全員）と添付書類（該当者）	マイナンバーから取得できない生計維持者の収入情報を確認 ※ 実情に応じて各種証明書・資格書の発行・作成が必要
	スカラネット入力下書き用紙（写）	本人によるオンライン申請のための入力準備書類 ※ 入力項目には、 生計維持者の所得情報等確認欄あり
	家計急変前及び急変後、それぞれ1年間の収入に関する証明書類	生計維持者の源泉徴収票、所得証明、給与明細（急変後）等
	家計急変事由に関する証明書類	家計急変採用と同様の書類
	特別控除に関する書類（該当者）	家計審査に当たり特別控除に該当する者のみ提出 ※ 実情に応じて各種証明書・資格書の発行・作成が必要
	本人名義の通帳（写）	奨学金振込口座を確認
申請用チェックシート	提出書類の不備等及び特別控除（該当者のみ）に関する書類の不備等を確認	

4. 申請の流れ



奨学金窓口（下記の担当部署）で申請要件を確認、提出書類等の説明（資料等配付）

※ 個々の実情に合わせた説明をします。そのため、口頭での説明となりますので、メモをご準備ください。

説明資料等をよく読み、申請書類を作成・取り寄せ

<提出先> 奨学金窓口

※ 不備がある場合は再提出。提出前に要確認。

申請者本人によるオンライン申請（入力期限あり）

※ 機構発行のID等を用いて、機構の「スカラネット（オンライン申請システム）」を入力（スカラネット入力下書き用紙に記入した内容を入力）。

学内審査を経て機構へ推薦。推薦後、機構において審査。

「5. 留意事項」の(1)参照。

緊急・応急採用（貸与）は、採用後にマイナンバー提出書を配付

※ 家計急変採用（給付）は、オンライン申請後に機構へ提出（郵送）が必要。

5. 留意事項

- (1) 申請後、学内審査（書類及び学力基準を確認。1週間程度要します）を経て機構へ推薦します。機構審査（書類及び家計基準を確認）を経て採択結果が通知されます。申請から採択結果まで通常2ヶ月程度掛かりますが、毎月の推薦締切日（25日頃）が定められていますので、申請時期によっては3ヶ月程度掛かる場合があります。
- (2) 採用者は定期採用者と同様に、適格認定（今後も奨学生として適格か確認する手続き）等の手続きが必要です。「これらの手続きを怠る」又は「奨学生の基準を満たしていない」と判断された場合は奨学金が受けられなくなります。
- (3) 家計急変採用の適格認定（家計）
採用者は、15ヶ月を経過するまでは3ヶ月毎に支援区分の見直しが行われます。
3ヶ月毎に、「家計急変現況届」及び「給与明細書」等の証明書類を提出しなければなりません。
- (4) 緊急採用の貸与期間
緊急採用（無利子）の貸与期間は、事由発生月から年度末の3月末です。ただし、3月満期時に家計状況が変わらない場合のみ、1年毎に継続できます（書類を提出し機構で審査）。
家計急変採用及び応急採用は、標準修業年限内です（適格認定による廃止等あり）。

<奨学金窓口：共通教育棟1号館1階>

〒903-0129 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学学生部学生支援課奨学係

TEL : 098-895-8136

E-mail : gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp



学生生活支援情報ホームページ